

業 務 名

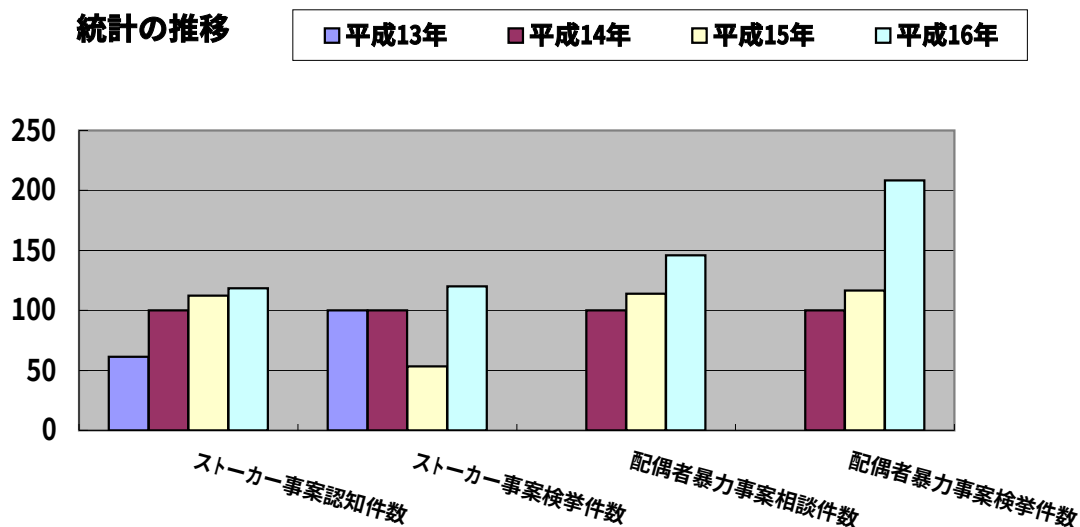
ストーカー・配偶者暴力対策の推進

○業務に係る統計

項 目	統 計 の 推 移				
ストーカー事案認知件数	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	単位
	140	228	256	270	件
ストーカー事案検挙件数	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	単位
	15	15	8	18	件
配偶者暴力事案相談件数	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	単位
		336	383	490	件
配偶者暴力事案検挙件数	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	単位
		12	14	25	件

※「ストーカー」とは、一般的に恋愛感情などを満たす目的で、つきまとい、待ち伏せ等の行動を反復して行う者をいう。

統計の推移



<グラフは、平成14年を100とする指数で表した。>

○業務の主なコスト

№	事 業 名	平成16年度事業費(千円)	平成17年度事業費(千円)
1	生活安全警察費	762	764
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		762	764

○平成16年の取組み

●平成16年には、ストーカー事案270件を認知し、警察本部と各警察署の連携により、ストーカー行為罪等により検挙18件、警告12件、禁止命令1件、援助16件のほか、指導等の措置などを講じた。

●配偶者からの暴力相談490件（相談者386人）を受理し、被害者に対する防犯指導、加害者に対する指導、警告等を実施したほか、保護命令違反・傷害等で25件を検挙した。

また、地方裁判所からの保護命令通知を35件受理し、被害者に対する被害防止措置、加害者に対する指導等の措置を講じるなど、同命令違反の防止に努めた。

●ストーカー及び配偶者暴力の被害防止を図るため、その実態と特徴、早期相談の必要性や被害防止方法等をラジオ放送、県警ホームページ、部内外の広報誌等を通じた広報を積極的に行ったほか、市町村とも連携した積極的な被害者支援を行った。

●関係機関との連携を密にし、日常的な通報、連絡に加え、県民の配偶者暴力防止意識の高揚等を目的としたセミナーを共同開催するなどした。

●被害の未然防止、早期相談の促進を図るため、関係機関等との連携を強化し、改正配偶者暴力防止法、被害者支援についての広報・啓発活動等を推進した。

○課題を踏まえた平成17年の取組み

●ストーカー事案・配偶者暴力事案とも、被害が深刻化した段階での相談が多いため、早期相談を促進する広報・啓発活動を推進する。

●あらゆる法令を適用し、ストーカー事案・配偶者暴力事案を積極的に事件化する。

●平成16年12月施行の改正配偶者暴力防止法の趣旨に沿い、援助規定の積極的实施、拡充された保護命令制度については、同命令期間中の被害者保護を徹底し、関係機関と連携の上、適切な被害者支援を実施するとともに、県が策定する配偶者暴力防止基本計画策定に参画する。

●平成17年は、ストーカー規制法施行後5年目の施行状況検討の年であり、法の施行状況を検証するとともに、法改正等があれば、広報・啓発活動を実施するなどの適切な対応を行う。